

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月11日

【会社名】 ルノー
(Renault)

【代表者の役職氏名】 ルカ・デメオ
最高経営責任者
(Luca de Meo, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、ブローニュ・ビヤンクール92100
ジェネラル・ルクレール・アベニュー 122-122bis
(122-122 bis avenue du Général Leclerc, 92100
Boulogne-Billancourt, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 石井 将太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

本報告書は、ルノーの連結ベースでの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したことから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2025年6月30日

(2) 当該事象の内容

2025年6月30日現在、ルノー・グループは日産に対するルノー・グループの持分の会計処理方法を変更した。この投資は、従前は持分法により会計処理されていたが、現在は資本を通じて公正価値で測定される金融資産として会計処理される（日産の株価に基づき見積もられる）。

方法変更による会計上の影響

- ・この新たな会計処理の実施は、ルノー・グループが日産に対するルノー・グループの持分に関連する権利行使の条件を最近変更したことに起因するものであり、これにより推定9.5十億ユーロ^(*)の損失が認識されたが、当該損失は変更日時点において、主に「その他の営業利益及び営業費用」として損益計算書に計上され、現金への影響はなく、ルノー・グループが支払う配当金の計算に影響ない。
- ・この金額は、2025年6月30日現在の日産の株価に基づく投資の現在の帳簿価額と推定公正価値との差額に、日産の持分勘定有価証券に関連する転換準備金及び純投資ヘッジを振り替えた影響額を加算した金額に相当する。
- ・その後、日産に対する持分の公正価値の変動（日産の株価に基づき見積もられる）は、資本に直接計上される予定であり、ルノー・グループの当期純利益には影響ない。
- ・このアプローチは、ルノー・グループの財務諸表における日産に対する持分の価値を、日産の株価の価値と一致させるものである。

(*) 日産の株価350円及びユーロ/円の為替レートである169円に基づく見積り（最終的な金額は、ルノー・グループの半期財務諸表が公表されたら確定する予定である。）。

(3) 当該事象のルノーの連結損益に与える影響額

未定